

内閣府

○ 令第四号

国土交通省

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十五条第二項及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四条第五項の規定に基づき、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十一月十三日

内閣総理大臣 菅 義偉

国土交通大臣 赤羽 一嘉

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令

総理府

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年 令第三号）の一部を次のように改正す

建設省

る。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線

を付した部分のように改める。

改正後

別表第一（第二条関係）

案内標識

〔略〕

警戒標識

〔略〕

規制標識

種類

番号

表示する意味

設置場所

〔略〕

駐停車
禁止

(315)

交通法第四十四条第一項の道路標識により、車両の駐車及び停車を禁止すること。

車両の駐車及び停車を禁止する区域又は道路の区間の前面及び区域又は道路の区間内の必要な地点における左側の路端

〔略〕

指示標識

〔略〕

補助標識

〔略〕

備考

〔略〕

改正前

別表第一（第二条関係）

案内標識

〔同上〕

警戒標識

〔同上〕

規制標識

種類

番号

表示する意味

設置場所

〔同上〕

駐停車
禁止

(315)

交通法第四十四条の道路標識により、車両の駐車及び停車を禁止すること。

車両の駐車及び停車を禁止する区域又は道路の区間の前面及び区域又は道路の区間内の必要な地点における左側の路端

〔同上〕

指示標識

〔同上〕

補助標識

〔同上〕

備考

〔同上〕

別表第五（第九条関係）

規制標示

種類	番号	表示する意味	設置場所
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
禁止 駐停車	(103)	交通法第四十四条第一項の道路標示により、車両の駐車及び停車を禁止すること。	車両の駐車及び停車を禁止する道路の区間の左側の歩道
指示標示			
〔略〕			

備考 表中の「」の記載は注記である。

別表第五（第九条関係）

規制標示

種類	番号	表示する意味	設置場所
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
禁止 駐停車	(103)	交通法第四十四条の道路標示により、車両の駐車及び停車を禁止すること	車両の駐車及び停車を禁止する道路の区間の左側の歩道
指示標示			
〔同上〕			

附 則

この命令は、道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。